

奈良県新型コロナウイルス感染症対応介護・障害福祉従事者等
慰労金給付事業に係る慰労金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、強い使命感を持って業務に従事する介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス事業所・施設職員を慰労するため、介護・障害福祉従事者等に対し、予算の範囲内において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき慰労金を給付するものとし、その給付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「介護・障害福祉事業所等」とは、別表第1及び別表第2に定める施設・事業所をいう。
- (2)「介護・障害福祉従事者等」とは、介護・障害福祉事業所等において、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供することが必要な業務に従事している者を行い、雇用形態にかかわらず、介護・障害福祉事業所等において業務に従事する派遣労働者や委託業務受託者の従業員（以下「派遣労働者等」という。）及び慰労金の給付申請時において既に退職している者を含む。

(慰労金の給付対象者及び額)

第3条 慰労金は、介護・障害福祉事業所等において、令和2年1月28日から同年6月30日までの間に、通算して10日以上業務に従事した介護・障害福祉従事者等に対し給付する。

2 慰労金の金額は、別表第3のとおりとする。

(慰労金の給付の申請等)

第4条 慰労金の給付を受けようとする介護・障害福祉従事者等は、介護・障害福祉事業所等を運営する法人に代理申請及び代理受領の委任を行うものとする。この場合に

において、介護・障害福祉従事者等は、委任を受けた介護・障害福祉事業所等を運営する法人（以下「代理受領受任者」という。）に新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金代理受領委任状（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 代理受領受任者は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金）交付申請書（第2号様式）に、別表第1及び別表第2の付表に掲げる関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない場合には、介護・障害福祉従事者等から県に直接申請することを妨げない。この場合において、介護・障害福祉従事者等は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金個人用申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - （1）本人確認書類（運転免許証、健康保険証又は年金手帳等）の写し
 - （2）振込先金融機関口座確認書類（通帳又はキャッシュカード）の写し
 - （3）請求書（第4-1号様式）
 - （4）その他知事が必要と認める書類

（給付の決定）

- 第5条 知事は、前条第2項の規定により申請を行う代理受領受任者及び同条第3項の規定により申請を行う介護・障害福祉従事者等（以下「申請者」という。）から申請書等の提出があった場合において、内容を審査し適当と認めるときは、慰労金の給付を決定し、申請者に対し通知するものとする。
- 2 知事は、申請者から第4条第2項又は第3項に規定する申請書等の提出があった場合において、内容を審査し不適当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 知事は、慰労金の給付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

- 第6条 前条第1項の規定による決定を受けた代理受領受任者は、慰労金の給付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による給付の決定の通知を受けた日から7日以内に新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付取下げ申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更の承認の申請）

- 第7条 第5条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「慰労金受領者」という。）は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、新型コロナウイルス感

染症緊急包括支援交付金（慰労金）変更承認申請書（第6号様式）に別表第1及び別表第2の付表に掲げる関係書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、給付決定額の20%を超えない軽微な減額変更については、この限りでない。

（慰労金の概算払等）

- 第8条 知事は、慰労金の給付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で慰労金の概算払をすることができる。
- 2 代理受領受任者であって、前項の規定により慰労金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第4-2号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条第3項の規定により申請を行った介護・障害福祉従事者等に対し、第5条第1項の通知を行った場合、知事は速やかに慰労金を給付するものとする。

（受領者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合の取扱い）

第9条 知事が第5条第1項の規定による給付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、慰労金受領者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（指示及び検査）

第10条 知事は、慰労金受領者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第11条 代理受領受任者は、委任者である介護・障害福祉従事者等に慰労金を給付することが困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 代理受領受任者は、介護・障害福祉従事者等への給付が完了したときは、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金）実績報告書（第7号様式）に、別表第1及び別表第2の付表に掲げる関係書類を添えて、給付の完了の日から起算して30日を経過した日又は給付の決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(慰労金の額の確定及び交付)

- 第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めるときは、慰労金の額を確定し、代理受領受任者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた代理受領受任者は、慰労金の交付を受けようとするときは、請求書(第4-3号様式)を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、第8条第1項の規定による概算払をした金額について精算し、慰労金を交付するものとする。
 - 4 知事は、前項に規定する精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該金額の慰労金の返還を代理受領受任者に対して請求するものとする。

(給付の決定の取消し)

- 第14条 知事は、次のいずれかの場合は、慰労金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 慰労金受領者が、第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (2) 慰労金受領者(代理受領受任者に代理受領を委任した介護・障害福祉従事者等を含む。)が、偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けたとき。
 - (3) 介護・障害福祉従事者等が、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなったとき。
 - (4) 同一の介護・障害福祉従事者等及び代理受領受任者が、重複して慰労金の給付を受けたことが明らかとなったとき。
 - (5) 代理受領受任者が、第4条第2項により知事に提出した受給職員表に記載した介護・障害福祉従事者等に対し、第5条第1項の給付の決定後、合理的期間が経過した後も給付を完了させていないことが明らかとなったとき。

(慰労金の返還)

- 第15条 前条の規定により、慰労金の給付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、慰労金受領者に対し当該取消しに係る部分に関し既に給付した慰労金の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

- 第16条 慰労金受領者は、慰労金にかかる書類を整理し、慰労金の給付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2条、第4条、第7条、第12条関係）

	サービス事業所	対象事業所詳細
1	訪問系サービス事業所	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所 居宅療養管理指導事業所
2	通所系サービス事業所	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 療養通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所
3	短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所
4	多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5	介護施設等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 生活支援ハウス

※ 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

※ 利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない。

※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、奈良県における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

付表

手 続 き	関 係 書 類
<p>第 4 条 (交付申請)</p>	<p>【添付書類】</p> <p>(1) 事業所・施設別申請額一覧（様式 1 - 1 及び別添）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式 1 - 2）</p> <p>(3) 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式 1 - 3）</p>
<p>第 7 条 (変更申請)</p>	<p>【添付書類】</p> <p>第 4 条の申請書の添付書類に準じる。</p>
<p>第 1 2 条 (実績報告)</p>	<p>【添付書類】</p> <p>(1) 事業所・施設別実績額一覧（様式 1 - 4 及び別添）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金介護分）に関する事業実施報告書（事業所単位）（様式 1 - 5）</p> <p>(3) 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式 1 - 3）</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金代理受領委任状（第 1 号様式）の原本</p>

別表第2（第2条、第4条、第7条、第12条関係）

	サービス事業所	対象事業所詳細
1	通所系サービス事業所	生活介護 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
2	短期入所サービス事業所	短期入所
3	障害者施設等	障害者支援施設 共同生活援助 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
4	訪問系サービス事業所	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 自立生活援助 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
5	相談系サービス事業所	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援

※ 利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない。

※ ただし、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、奈良県における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

付表

手 続 き	関 係 書 類
<p>第4条 (交付申請)</p>	<p>【添付書類】</p> <p>(1) 事業所・施設別申請額一覧（様式2-1及び別添）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2-2）</p> <p>(3) 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式2-3）</p>
<p>第7条 (変更申請)</p>	<p>【添付書類】</p> <p>第4条の申請書の添付書類に準じる。</p>
<p>第12条 (実績報告)</p>	<p>【添付書類】</p> <p>(1) 事業所・施設別実績額一覧（様式2-4及び別添）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金障害分）に関する事業実施報告書（事業所単位）（様式2-5）</p> <p>(3) 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式2-3）</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金代理受領委任状（第1号様式）の原本</p>

別表第3（第3条関係）

1. 慰労金は、次のとおり1人あたり定額とする。

支給対象職員	区分	金額
① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護・障害福祉事業所等に勤務し、利用者と接する職員	訪問系サービスにおいて、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	一人 20万円
	上記以外のその他の介護・障害福祉事業所等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該事業所・施設で勤務した職員 ※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日	一人 20万円
	上記以外の職員	一人 5万円
② ①以外の介護・障害福祉事業所等に勤務し、利用者と接する職員		一人 5万円

2. 代理受領事業所等が慰労金の支給にあたり振込手数料を要した場合は、振込手数料については実支払額の千円未満を切り捨てた金額を支払うこととする。ただし、派遣元会社等が派遣労働者等に支給する場合の振込手数料は除く。